

保政第 7 0 8 - 2 号

令和 7 年 1 0 月 1 日

各医療機関 管理者 様

埼玉県保健医療部長 縄田 敬子

(公 印 省 略)

かかりつけ医機能報告制度について（通知）

本県の保健医療行政の推進については、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
令和 5 年 5 月に、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）」が成立・公布され、同法において、医療法が改正され、かかりつけ医機能が発揮される制度整備が行われたところです。

これにより、令和 7 年 4 月から「かかりつけ医機能報告制度」が開始され、令和 8 年 1 月から、対象医療機関にはかかりつけ医機能の報告をお願いすることとなります。

つきましては、下記を御確認いただき、報告に御協力いただきますようお願いいたします。

記

1 制度の目的

かかりつけ医機能報告は、地域において必要とされるかかりつけ医機能の充実強化を図り、国民の医療機関の選択に資する情報を提供することを通じて、国民・患者にとって医療サービスの向上につなげることを目指すものです。

2 制度の概要

慢性疾患を有する高齢者その他の継続的に医療を必要とする者を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、対象医療機関は都道府県知事に対し報告を行います。

報告を受けた都道府県知事は、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、地域で必要なかかりつけ医機能を確保するための具体的方策を検討し、協議結果を公表します。

3 対象医療機関

特定機能病院及び歯科医療機関を除く、病院及び診療所

4 報告方法

医療機能情報提供制度に基づく報告と同時期に、医療機関等情報支援システム（以下「G-MIS」という。）により行うものとします。

5 報告時期

毎年1月～3月

6 今後のスケジュール（予定）

- ・令和7年12月下旬～令和8年1月初旬 各医療機関への定期報告依頼
 - ・令和8年1月～3月 医療機関による定期報告
 - ・令和8年5月 報告内容の公表
 - ・令和8年7月以降 協議の場の開催
- 県への報告につきまして、国からマニュアル等の発出が予定されております。

7 添付資料

別添 かかりつけ医機能報告制度周知リーフレット

<制度全般、協議の場に関すること>

担 当 保健医療政策課 企画・構想担当 井桁・和田

電 話 048-830-3526

E-mail a3510-13@pref.saitama.lg.jp

<G-MIS 等による報告に関すること>

担 当 医療整備課 医務・医療安全相談担当 大野・竹内

電 話 048-830-3542

E-mail a3530-01@pref.saitama.lg.jp

かかりつけ医機能報告制度について

- 報告対象は、特定機能病院、歯科医療機関を除く病院及び診療所。
- 毎年1月1日時点の状況を原則、G-MISにより報告を行う。

	具体的な機能	報告事項
1号機能	日常的な診療を総合的かつ継続的に行う機能	・「具体的な機能」を有すること及び「報告事項」について院内掲示していること ★ ・かかりつけ医機能に関する研修の修了者・総合診療専門医の有無 ・17の診療領域ごとの一次診療の対応可能の有無、いずれかの診療領域について一次診療を行うことができること ・一次診療を行うことができる疾患も報告する) ★ ・医療に関する患者からの相談に応じることができること ★
2号機能	(イ) 通常の診療時間外の診療 (ロ) 入院時の支援	・自院又は他院連携による通常の診療時間外の診療体制の確保状況 ・自院における時間外対応加算1～4の届出状況、時間外加算、深夜加算、休日加算の算定状況 等 ・自院又は他院連携による後方支援病床の確保状況 ・自院における入院時の情報共有の診療報酬項目の算定状況 ・自院における地域の退院ルールや地域連携クリティカルパスへの参加状況 ・自院における退院時の情報共有・共同指導の診療報酬項目の算定状況 ・特定機能病院・地域医療支援病院・紹介受診重点医療機関から紹介状により紹介を受けた外来患者数 等
	(ハ) 在宅医療の提供	・自院又は連携による在宅医療を提供する体制の確保状況 ・自院における訪問診療・往診・訪問看護の診療報酬項目の算定状況 ・自院における訪問看護指示料の算定状況 ・自院における在宅看取りの診療報酬項目の算定状況 等
	(ニ) 介護サービス等と連携した医療提供	・介護サービス等の事業者と連携して医療を提供する体制の確保状況 ・介護支援専門員や相談支援専門員への情報共有・指導の診療報酬項目の算定状況 ・介護保険施設等における医療の提供状況（協力医療機関となっている施設の名称） ・地域の医療介護情報共有システムの参加・活用状況 ・ACP(人生会議)の実施状況 等

※1号機能を有する(★の報告事項を「実施している(できる含む)」が該当)医療機関は、2号機能についても報告する必要がある